1. 産業廃棄物処理施設の許可等の状況について

(1)調査方法

①調査対象機関 47 都道府県、82 政令市

②調査内容 産業廃棄物処理施設の許可等の数

(2) 調査結果の概要

令和4年4月1日現在において産業廃棄物処理施設の設置許可件数は、全体で 20,981 件 (前年度は 21,012 件) となっており、前年度より 31 件 (0.1%) 減少している。 (表1-1 参照)

表1-1 産業廃棄物の処理施設設置許可件数

	<u> </u>	施設許可		E	<u>-</u> 令和3年度分	
	区 分	(令和4年4月	1日現在)	新規施設許可件数	変更許可件数	廃止届出件数
中間処3	里施設	19, 413	(19, 412)	505	132	317
	汚 泥 の 脱 水 施 設	2, 677	(2, 717)	28	10	53
	汚 泥 の 乾 燥 施 設 (機 械)	206	(212)	2	0	8
	汚 泥 の 乾 燥 施 設 (天 日)	52	(53)	0	0	0
	廃油の油水分離施設	255	(258)	4	0	2
	廃酸・廃アルカリの中和施設	166	(153)	12	2	0
	コンクリート固型化施設	25	(25)	0	0	0
	水銀を含む汚泥のばい焼施設	10	(11)	0	0	1
	シアン化合物の分解施設	100	(100)	2	1	1
	廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融施設	11	(12)	0	0	0
	PCB廃棄物の分解施設	9	(12)	0	0	3
	PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設	8	(13)	0	0	5
	廃プラスチック類の破砕施設	2, 283	(2, 235)	116	35	27
	木くず又はがれき類の破砕施設	10, 695	(10, 675)	282	77	169
	廃水銀等の硫化施設	2	(2)	0	0	0
	汚 泥 の 焼 却 施 設	593	(599)	14	1	9
	廃油の焼却施設	596	(600)	16	2	7
	廃プラスチック類の焼却施設	696	(695)	14	2	13
	PCB廃棄物の焼却施設	4	(5)	0	0	1
	その他の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCBを除く)	1, 025	(1, 035)	15	2	18
最終処況		1, 568	(1, 600)	11	15	28
	遮断型処分場	22	(23)	0	0	0
	安定型処分場	931	(946)	6	9	15
	管理型処分場	615	(631)	5	6	13
合 計		20, 981	(21, 012)	516	147	345

注) 1. 令和4年4月1日現在の設置許可件数とは、令和3年度末までの設置許可件数の累積(廃止届出書を提出していないもの)である。

2. () 内は前年度の調査結果

①中間処理施設

令和4年4月1日現在の中間処理施設の設置許可件数は、全体で19,413件となっており、前年度との比較では1件(0.01%)増加となっている。内訳は、木くず又はがれき類の破砕施設が約55.1%、汚泥の脱水施設が約13.8%、廃プラスチック類の破砕施設が約11.8%等であった。

木くず又はがれき類の破砕施設の新規設置許可件数は 282 件あり、新規許可件数の半分以上を占めている。また、焼却施設の新規設置許可件数は 39 件であり、前年度と比べて 18 件増加となった。 (経年変化は図1-1参照)

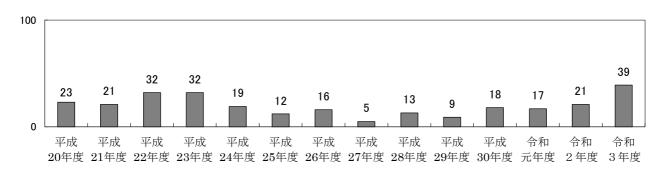


図1-1 焼却施設の新規許可件数

- 注) 1. 令和4年4月1日現在の設置許可件数とは、令和3年度末までの設置許可件数の 累積(廃止届出書を提出していないもの)である。
 - 2. 焼却施設については、「廃プラスチック類」と「その他」など複数の許可を持つ 施設も1件と計上しているため、表1-1の数値とは一致しない。

②最終処分場

令和4年4月1日現在の最終処分場の設置許可件数は、全体で1,568件となっており、前年度との比較では32件の減少となっている。

最終処分場の新規設置許可件数は 11 件であり、前年度と比べて 8 件減少となった。(経年変化は図 1-2 参照)

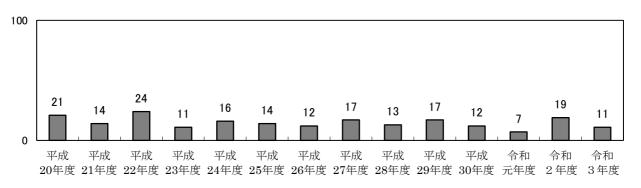


図1-2 最終処分場の新規許可件数

注) 令和4年4月1日現在の設置許可件数とは、令和3年度末までの設置許可件数の累積 (廃止届出書を提出していないもの)である。

2. 産業廃棄物処理業の許可等の状況について

(1)調査方法

①調査対象機関 47 都道府県、82 政令市

②調査内容 産業廃棄物処理業の許可件数等

(2)調査結果の概要

①産業廃棄物処理業の許可の状況

令和4年4月1日現在における産業廃棄物処理業の許可件数は、前年度より7,024件(3.1%)増加し、234,741件となっている。特別管理産業廃棄物処理業の許可件数は、前年度より408件(1.8%)増加し、22,554件であった。

処理業許可件数が平成 23 年度以降大幅に減少したのは、平成 22 年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)の一部改正により、産業廃棄物収集運搬業許可及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可が合理化されたことが主な原因である。(図 2 - 1、表 2 - 1 参照)

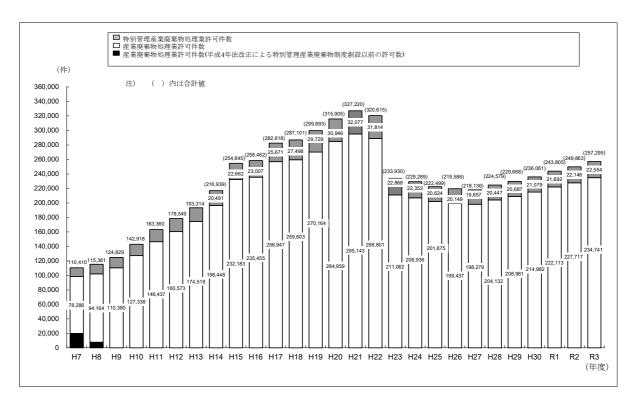


図2-1 許可件数の経年変化

表2-1 産業廃棄物処理業の許可件数(令和4年4月1日現在)

許	可件数	合計
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	ПП
234, 741	22, 554	257, 295

(内 訳)

(ア) 産業廃棄物処理業の許可件数

		⇒ <u>+</u> → //	LNU	A T- a F F							
		許可作	干数	令和3年度							
		(令和4年4)	月1日現在)	新規許	可件数	更新許可件数					
収集運搬業	É	221, 462	(214, 442)	13, 665	(13, 704)	34, 292	(30, 292)				
	積替あり	8, 752	(8, 601)	180	(173)	1,640	(1,502)				
	積替なし	212, 710	(205, 841)	13, 485	(13, 531)	32, 652	(28,790)				
処分業		13, 279	(13, 275)	235	(201)	2, 391	(2, 294)				
	中間処理のみ	12, 504	(12, 497)	228	(198)	2, 252	(2, 168)				
	最終処分のみ	270	(269)	6	(2)	44	(43)				
	中間・最終	505	(509)	1	(1)	95	(83)				
	合計	234, 741	(227, 717)	13, 900	(13, 905)	36, 683	(32, 586)				

(イ) 特別管理産業廃棄物処理業の許可件数

		許可件	数	令和3年度							
		(令和4年4月	1日現在)	新規許可	丁件数	更新許可件数					
収集運搬業	É	21,775	(21, 361)	982	(912)	3, 005	(2,670)				
	積替あり	1, 224	(1, 224)	25	(12)	172	(202)				
	積替なし	20, 551	(20, 137)	957	(900)	2, 833	(2,468)				
処分業		779	(785)	14	(13)	88	(95)				
	中間処理のみ	692	(702)	12	(12)	78	(80)				
	最終処分のみ	61	(62)	2	(0)	8	(11)				
	中間・最終	26	(21)	0	(1)	2	(4)				
	合計	22, 554	(22, 146)	996	(925)	3, 093	(2,765)				

- 注) 1. 許可件数は、複数の許可を持つ業者についてもそれぞれの項目で積算した延べ数である。
 - 2. () 内は、前年度の調査結果である。

(ウ) 都道府県・政令市の収集運搬業(積替なし)の許可件数

	許可件数(令和4年4月1日現在)										
	産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	合計								
全国計	212, 710	20, 551	233, 261								
土国司	(205, 841)	(20, 137)	(225, 978)								
都道府県計	211, 113	20, 181	231, 294								
和坦州 采司	(204, 168)	(19, 750)	(223, 918)								
政令市計	1, 597	370	1, 967								
政门门间	(1, 673)	(387)	(2,060)								

- 注) 1. 都道府県・政令市の収集運搬業(積替なし)の許可件数である。
 - 2. 許可件数は、複数の許可を持つ業者についてもそれぞれの項目で積算した延べ数である。
 - 3. () 内は、前年度の調査結果である。

②産業廃棄物処理業の廃止の状況

令和3年度における産業廃棄物処理業の廃止(一部廃止を除く。)の届出件数は合計 1,746 件であった。 (表2-2参照)

表2-2 産業廃棄物処理業の廃止届出件数(令和3年度)

廃止	届出件数	合計
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
1, 746	196	1, 942

(内 訳)

		産業原	堯棄物	特別管理産業廃棄物				
収集運搬業	Ě	1, 597	(1, 459)	178	(158)			
	積替あり	61	(73)	13	(9)			
	積替なし	1, 536	(1, 386)	165	(149)			
処分業		149	(179)	18	(11)			
	中間処理のみ	142	(171)	18	(11)			
	最終処分のみ	5	(3)	0	(0)			
	中間・最終	2	(5)	0	(0)			
	合計	1, 746	(1, 638)	196	(169)			

注)()内は、前年度の調査結果である。

3. 行政処分等について

(1)調査方法

①調查対象機関 47 都道府県、82 政令市

②調査内容 行政処分の件数等

(2) 調査結果の概要

令和3年度における法第18条の報告徴収は5,364件(前年度5,543件)、法第19条の立入検査件数は189,857件(同190,703件)であった。

また、令和3年度における行政処分については、法第 14 条の3の2 (産業廃棄物処理業の許可取消し)と法第 14 条の3による処分 (産業廃棄物処理業の停止処分)の合計は241件 (前年度287件)、法第 14 条の6による処分 (特別管理廃棄物処理業の許可取消し・停止処分)の合計は8件 (同 10 件)、法第 15 条の3による処分 (産業廃棄物処理施設の許可取消し)と法第 15 条の2の7による処分 (産業廃棄物処理施設の許可取消し)と法第 15 条の2の7による処分 (産業廃棄物処理施設の改善命令・停止命令)の合計は28件 (同 26 件)、法第 19 条の3の命令 (改善命令)は12件 (同 11 件)、法第 19 条の5の命令 (措置命令)は21件 (同 5件)、法第 19 条の6の命令 (措置命令)は0件 (同 0 件)であった。 (表 3-1 参照)

表3-1 行政処分等の件数(令和3年度)

		処分等の内容		件	数
立 7 松木 筮		法第18条の報告徴収		5, 364	(5, 543)
立入検査等		法第19条の立入検査	189, 857	(190, 703)	
管理票に関する		法第12条の6の勧告		8	(22)
行政指導		法第12条の6に係る指導	152	(158)	
		(産業廃棄物処理業)		241	(287)
		法第14条の3の2の処分	許可の取消し	206	(244)
		计第14条页 9 页 fl 八	全部停止	35	(43)
	処	法第14条の3の処分	一部停止	0	(0)
	理業	(特別管理産業廃棄物処理	業)	8	(10)
			許可の取消し	6	(4)
		法第14条の6の処分	全部停止	2	(6)
行政処分			一部停止	0	(0)
	処	(産業廃棄物処理施設)	28	(26)	
	理	法第15条の3の処分	許可の取消し	12	(8)
	施	计第15条页 0 页 7 页 fll 八	改善命令	8	(6)
	設	法第15条の2の7の処分	停止命令	8	(12)
	事	法第19条の3による処分	改善命令	12	(11)
	業 者	法第19条の5による処分	措置命令	21	(5)
	等	法第19条の6による処分	措置命令	0	(0)

注) () 内は、前年度の調査結果である。

【参考資料】

a) 取消処分の推移

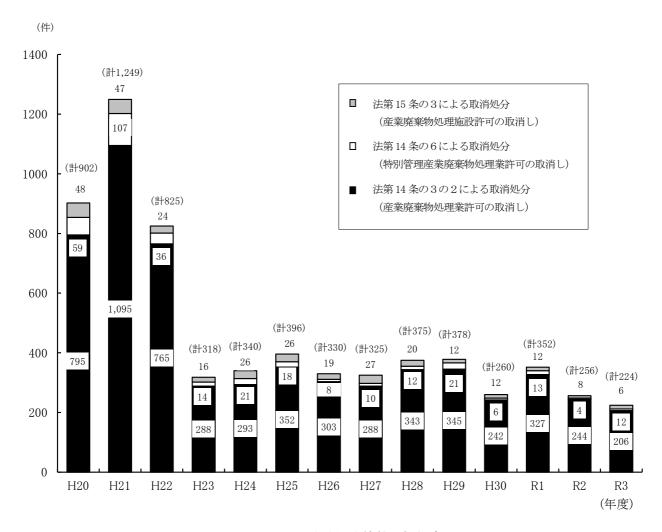


図3-1 取消処分件数の経年変化

注) 令和3年度の数値は、都道府県及び政令市に対し、令和3年4月から令和4年3月末までの実績を調査した結果である。

b)産業廃棄物の施設設置許可件数の推移

		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年	令和 2年	令和 3年
中	間処理施設	20,613	19,164	19,076	19,444	19,345	19,320	19,147	18,880	18,829	18,693	18,662	18,726	19,023	19,107	19,090	19,197	19,412	19,413
	汚泥の脱水施設	6,666	4,810	4,221	3,935	3,774	3,532	3,383	3,208	3,125	3,063	2,994	2,933	2,925	2,870	2,832	2,804	2,717	2,677
	汚泥の乾燥施設 (機械)	238	242	248	245	244	243	246	245	239	238	230	226	212	217	215	213	212	206
	汚泥の乾燥施設 (天日)	78	73	74	71	70	67	89	99	78	78	78	61	58	56	53	52	53	52
	廃油の油水分離施設	265	256	253	258	260	258	265	247	249	251	248	248	251	255	253	254	258	255
	廃酸・廃アルカリの中和施設	200	186	182	167	149	142	138	136	143	146	147	145	144	153	149	150	153	166
	コンクリート 固型 化 施 設	43	40	37	36	36	35	34	33	38	32	32	28	26	25	26	25	25	25
	水銀を含む汚泥のばい焼施設	8	8	8	8	8	8	8	10	9	9	11	11	11	11	11	11	11	10
	シアン化合物の分解施設	216	194	182	177	161	151	135	130	124	117	111	103	107	106	101	105	100	100
	廃石綿等又は石綿含有廃棄物の 溶 融 施 設	_	_	-	_	14	16	16	16	13	13	11	11	10	10	11	12	12	11
	PCB 廃 棄 物 の 分 解 施 設	18	16	17	20	19	17	17	18	19	18	17	14	15	14	13	13	12	9
	PCB 廃 棄 物 の 洗 浄 施 設	13	16	13	13	11	11	12	13	15	15	15	14	15	14	13	14	13	8
	廃プラスチック類の破砕施設	1,161	1,286	1,411	1,575	1,649	1,738	1,777	1,792	1,813	1,869	1,924	1,964	2,005	2,087	2,106	2,162	2,235	2,283
	木くず又はがれき類の破砕施設	7,765	8,135	8,529	9,061	9,056	9,283	9,365	9,457	9,594	9,615	9,711	9,910	10,258	10,374	10,399	10,457	10,675	10,695
	廃水銀等の硫化施設	_		ı	_	I				_	_	_	_		2	2	2	2	2
	汚泥の焼却施設	654	679	691	696	683	680	666	631	621	623	618	617	583	573	587	591	599	593
	廃油の焼却施設	635	639	668	691	699	680	675	694	687	664	613	610	589	573	585	592	600	596
	廃プラスチック類の焼却施設	1,076	1,052	1,009	980	983	956	899	820	792	755	750	743	715	693	684	692	695	696
	PCB 廃棄物の焼却施設	0	0	0	0	0	0	2	1	1	2	2	2	3	3	5	5	5	4
L	その他の焼却施設	1,577	1,532	1,533	1,511	1,529	1,503	1,420	1,330	1,269	1,185	1,150	1,086	1,096	1,071	1,045	1,043	1,035	1,025
最	終処分場	2,478	2,335	2,205	2,253	2,199	2,157	2,047	1,990	1,942	1,880	1,827	1,803	1,783	1,650	1,631	1,603	1,600	1,568
	遮断型処分場	33	33	33	32	32	32	25	25	25	24	24	24	24	23	23	23	23	22
	安定型処分場	1,484	1,413	1,382	1,361	1,326	1,283	1,244	1,201	1,164	1,120	1,073	1,053	1,040	998	981	952	946	931
L	管理型処分場	961	889	880	860	841	842	778	764	753	736	730	726	719	629	627	628	631	615
	合 計	23,091	21,499	21,281	21,697	21,544	21,477	21,194	20,870	20,771	20,573	20,489	20,529	20,806	20,757	20,721	20,800	21,012	20,981

c) 都道府県別の産業廃棄物処理施設の設置許可状況 (令和4年4月1日現在)

都 道 府 県	中間処理施設	うち焼 却施設	最終処分場
北 海 道	1, 344	139	285
青森県	611	78	17
岩手県	457	39	30
宮城県	473	39	17
秋田県	280	42	25
山形県	312 495	17 98	20
福 島 県 茨 城 県	403	113	64 31
茨 城 県 栃 木 県	330	70	14
群馬県	440	60	33
埼玉県	641	101	1
千葉県	549	136	24
東京都	289	26	5
神奈川県	563	114	12
新 潟 県	502	63	34
富山県	392	37	25
石 川 県	192	24	21
福井県	138	39	10
山梨県	132	20	5
長野県	572	49 47	27 18
岐 阜 県 静 岡 県	281 841	47 157	60
愛 知 県	949	133	95
三重県	526	65	32
滋賀県	204	32	24
京都府	181	23	12
大阪府	287	59	8
兵 庫 県	612	143	40
奈 良 県	78	11	12
和歌山県	201	26	7
鳥取県	170	26	10
島根県	239	18	18
岡山県	455	91	32
広島県	567	126 108	76 70
山 つ 県 徳 島 県	463 158	26	70 7
香川県	214	26 47	32
愛媛県	549	79	36
高知県	165	29	13
福岡県	779	110	50
佐 賀 県	233	27	39
長 崎 県	334	30	17
熊本県	419	39	9
大 分 県	327	49	42
宮崎県	308	38	50
■ 鹿児島県	549	39	34
<u>沖縄県</u>	209	32	25
全国計	19, 413	2, 914	1, 568

注) 政令市分は、各都道府県に含んで計上している。

d) 行政処分等の件数の推移

処分等の内容	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年	令和 2年	令和 3年
法第18条 報告徴収	35,349	33,582	23,425	13,866	15,786	13,777	13,779	9,570	9,704	5,124	4,684	6,556	5,241	5,249	5,797	5,342	5,543	5,364
法第19条 立入検査	125,332	161,203	180,291	196,144	198,326	198,697	182,544	183,832	191,705	181,292	186,482	194,324	186,771	211,750	208,457	206,890	190,703	189,857
法第12条の6 勧 告	31	22	6	5	14	1	50	8	5	3	20	25	60	87	36	15	22	8
法第14条の3の2 許可の取消し	884	722	732	699	795	1,095	765	288	293	352	303	288	343	345	242	327	244	206
法第14条の3 停止命令	72	88	77	72	66	67	53	46	38	61	27	37	58	33	33	36	43	35
法第14条の6 許可の取消し	40	33	33	71	59	107	36	14	21	18	8	10	12	21	6	13	4	6
法第14条の6 停止命令	9	9	18	6	11	8	10	1	8	8	3	2	4	11	2	5	6	2
法第15条の3 許可取消し	21	42	40	34	48	47	24	16	26	26	19	27	20	12	12	12	8	12
法第15条の2の7 改善命令	44	38	22	17	24	17	14	14	13	12	15	10	13	8	2	11	6	8
法第15条の2の7 停止命令	22	28	18	14	13	16	15	13	15	25	7	7	22	24	8	20	12	8
法第19条の3 改善命令	107	100	71	54	40	47	38	37	49	41	43	38	22	18	30	21	11	12
法第19条の5 措置命令	85	75	59	55	16	28	30	13	55	22	12	5	3	26	15	20	5	21
法第19条の6 措置命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4. 産業廃棄物最終処分場の残存容量等について

(1) 最終処分場の残存容量(令和4年4月1日現在)

最終処分場の残存容量は約17,109万 m^3 であり、前年度から約1,402万 m^3 (8.9%)増加した。

表4-1 最終処分場の残存容量(令和4年4月1日現在)

(単位: m³)

最 終 処	分 場	残 存 容 量
)		21,831
遮断型。	<u> </u>	(26, 702)
小学形 加 八相	◇◇ ※4-	59, 233, 036
安定型処分場	総数 	(53, 905, 234)
	◇◇ ※/-	111, 830, 447
	総数 <u></u>	(103, 135, 264)
管理型処分場		39, 757, 679
	うち海面埋立	(44, 095, 358)
=1		171, 085, 314
計		(157, 067, 200)

- 注) 1. 法第15条第1項の許可を受けた施設である。
 - 2. 「海面埋立」は、総数のうちの海面埋立分の内数とする。
 - 3. () は、前年度の調査結果である。

(2) 最終処分場の残余年数(令和4年4月1日現在)

令和3年度の最終処分量及び令和4年4月1日現在の最終処分場の残存容量から最終処分場の残余年数を推計すると、全国では19.7年、首都圏では13.4年、近畿では20.5年となっている。

表4-2 産業廃棄物の最終処分場の残存容量と残余年数(令和4年4月1日現在)

区分	最終処分量	残存容量	残余年数
	(万 t)	(万m³)	(年)
全 国	869	17, 109	19. 7
	(909)	(15, 707)	(17. 3)
首都圏	1 4 8	1, 989	13. 4
	(1 4 9)	(2, 039)	(13. 7)
近畿圏	1 2 9 (1 3 2)	2, 651 (2, 029)	20.5 (15.4)

- 注) 1. 首都圏とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県をいう。 近畿圏とは、三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県をいう。
 - 2. 残余年数=残存容量/最終処分量とする。 (t とm3の換算比を1とする。)
 - 3. () 内は、前年度の調査結果である。

(3) 最終処分場の残余年数等の推移

